エコマーク　　ニュース

Eco Mark News　No.24

2001 年　1 月 29 日 発行第 24 号

編集・発行／財団法人 日本環境協会 エコマーク事務局
〒105-0003　東京都港区西新橋 1-7-2 虎の門高木ビル 7F
TEL：03(3508)2653　FAX：03(3508)2656
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.jeas.or.jp/ecomark
e-mail：ecomark@japan.email.ne.jp

「エコマークニュース」は、「エコマーク事業実施要領」の改正を受けて１９９６年６月１４日よりエコマーク事務局が発行するものです。この「エコマークニュース」では、「エコマーク事業実施要領」に基づき、新規選定のエコマーク商品類型、認定基準案など、エコマーク事業に関する情報を提供しています。

目　次 / CONTENTS　(ページ)

- 新年のご挨拶　2
- エコマーク類型・基準制定委員会（第 9 回）の開催並びに決定事項について　2
- エコマーク商品類型 No. 106「情報用紙」、No. 107「印刷用紙」、No.111「木材等を使用したボード」、No. 112「紙製の事務用品」、No.117「複写機」、No.119「パーソナルコンピュータ」の改定案公表について　2
- エコマーク商品類型 No.33「芳香族炭化水素類を含まない塗料」の認定基準一部改定について　3
- エコマーク商品類型 No.110「生分解性の潤滑油」の認定基準一部改定について　4
- エコマーク商品類型 No. 113「包装用の用紙」の認定基準一部改定について　4
- お知らせ
  - 平成 13 年度大阪「ATC グリーンエコプラザ」のエコマークゾーン出展募集について　5
  - エコマーク商品カタログ（2001 年度版）刊行のご案内　6
  - エコマーク商品専門ショッピングサイト「グリーンステーション」誕生について　6
  - くまもと県民環境フェアおよび活力地方自治体フェアへの出展について　6

別添１エコマーク商品類型 No.106「情報用紙」の認定基準一部改定について　7
別添２エコマーク商品類型 No.107「印刷用紙」の認定基準一部改定について　9
別添３エコマーク商品類型 No.111「木材等を使用したボード」認定基準の一部改定について　１１
別添４エコマーク商品類型 No.112「紙製の事務用品」認定基準の一部改定について　１３
別添５エコマーク商品類型 No.117「複写機」認定基準の一部改定について　１５
別添６エコマーク商品類型 No.119「パーソナルコンピュータ」認定基準の一部改定について　１８

本冊子はエコマーク認定の印刷用紙を使用しています。

新年のご挨拶

明けましておめでとうございます
環境の世紀と言われている新しい時代の幕開けです。
エコマークの新たな飛躍に向けて、引き続き、皆様方のご理解・ご支援をお願い申しあげます。

エコマーク類型・基準制定委員会（第９回）の開催並びに決定事項について

第９回エコマーク類型・基準制定委員会（委員長：群嵩孝　同志社大学教授）が 2001 年 1 月 18 日、（財）日本環境協会において開催され、審議の結果、以下のことが決定されました。

<決定事項>

・第８回エコマーク類型・基準制定委員会で提案のあった新商品類型提案（15 件）について 2 次評価を行った結果、「マテリアルリサイクルシステム」「廃液量が大幅に低減可能な長寿命自動車用冷却液」については継続調査案件とすることになりました。

・第９回エコマーク類型・基準制定委員会で提案のあった新商品類型提案（17 件）については、次回委員会で継続審議することとなりました。

・第 18 回の審査委員会において上程された、商品類型 No.33「芳香族炭化水素類を含まない塗料」、No.110「生分解性の潤滑油」および No.113「包装用の用紙」の認定基準について、基準の一部および文言を改定することが決まりました。

・第 8 回の本委員会でグリーン購入法における政府調達基準とエコマーク認定基準とで差異があるものについて、ワーキンググループならびに本委員会で審議した結果、「情報用紙」、「印刷用紙」、「木材などを使用したボード」、「紙製の事務用品」、「複写機」、および「パーソナルコンピュータ」の認定基準を改定することが決まりました。

・最近、新規類型提案で生分解性に関する製品が増えていることから、今後「生分解性製品」をどう扱うか、認定基準を設定するかどうかも含め調査検討することが決まりました。

エコマーク商品類型　No.106「情報用紙」、No.107「印刷用紙」、No.111「木材等を使用したボード」、No.112「紙製の事務用品」、No.117「複写機」、No.119「パーソナルコンピュータ」の改定案公表について

グリーン購入法における「特定調達品目の判断基準」と「エコマーク認定基準」との間に、一部差異があるエコマーク商品類型のうち、No. 106「情報用紙」、No. 107「印刷用紙」、No. 111「木材等を使用したボード」、No. 112「紙製の事務用品」、No.117「複写機」、No.119「パーソナルコンピュータ」については、認定基準がそれぞれ別添 1 から６のとおり一部改定されることになり、その案を公表することが了承されました。公表に際し、２００１年3月３０日（金）まで意見の受付を行います。意見の受付については、次ページの「商品類型改定案に関する意見の受付について」をご参照下さい。なお、別添の改定案は改定予定箇所のみ抜粋して掲載してあります。

「商品類型改定案の公表に関する意見の受付について」

(1)郵送またはFAXによる受付
・住所、氏名、性別、職業、連絡先、電話番号、ＦＡＸ
・意見を述べるエコマーク商品類型の認定基準名
・上記認定基準への意見
の要旨を、書面(Ａ４)にて、**２００１年3月３０日(金)(同日消印有効)までに、下記財団法人　日本環境協会エコマーク事務局宛に郵送またはＦＡＸでお送り下さい。**

財団法人　日本環境協会　エコマーク事務局
〒105-0003 東京都港区西新橋１－７－２　虎の門高木ビル ７階
ＴＥＬ　03(3508)2653　　ＦＡＸ　03(3508)2656

(2)e-mailによる受付
・住所、氏名、性別、職業、連絡先、電話番号、ＦＡＸ、e-mailアドレス
・意見を述べるエコマーク商品類型の認定基準名
・上記認定基準についての意見
の要旨をe-mailにて、**２００１年3月３０日（金17:00までに下記宛お送り下さい。）**
（なお添付ファイルを送付される場合はMS-WORD、一太郎、エクセルでお願いします）
ｅ-ﾒｰﾙ先　ecomark@japan.email.ne.jp

エコマーク商品類型 No.33「芳香族炭化水素類を含まない塗料」の認定基準一部改定について

＜改定理由＞
JIS　A6909の改正およびJIS　A6910の廃止（A6909への統合）のため、以下のように基準を改定します。

＜改定点＞
以下の下線を付した部分

[改定前]
１．認定の基準（1）
日本工業規格JIS　K5660、K5663、K5668、K5960及び**A6909　2、21 ⒝）⒠）、A6910**、A6021に規定された塗料、その他の結合剤に合成樹脂エマルションを使用した塗料および溶剤として芳香族炭化水素を使用していない浸透性防水剤であること。木部保護剤、ワックス等の塗料的性格を持たないコーティング剤等は除外する。

[改定後]
１．認定の基準（1）
日本工業規格JIS　K5660、K5663、K5668、K5960及び**A6909　表1の薄付け仕上塗材で、かつ6．6．1の（c）（h）に該当する塗料および表1 の複層仕上塗材に該当する塗料、**A6021に規定された塗料、その他の結合剤に合成樹脂エマルションを使用した塗料および溶剤として芳香族炭化水素を使用していない浸透性防水剤であること。木部保護剤、ワックス等の塗料的性格を持たないコーティング剤等は除外する。

＜改定日＞
2001年　2月　1日

エコマーク商品類型NO.110「生分解性潤滑油」の認定基準一部改定について

<改定理由>
　毒性試験としてJISとOECDを挙げてありながら、供試魚をヒメダカまたはコイとすることは汎用性に欠けるため、限定する魚類名を削除します。これにより、魚の種類は各試験の推奨する魚が対象となります。また、魚類による毒性試験として新規にJIS　K　0420－71シリーズが制定されたため、その試験方法を追加します。
<改定点>
　以下の下線を付した部分
　[改定前]
　解説D－4
　　…もし魚類に毒性（問題）があれば、藻類およびミジンコ類についても毒性試験の実施を考慮する必要がある。<u>また魚の種類はヒメダカまたはコイとする。</u>
　[改定後]
　解説D－4
　　…もし魚類に毒性（問題）があれば、藻類およびミジンコ類についても毒性試験の実施を考慮する必要がある。

（下線の箇所を削除）

　[改定前]
　4－1（4）
　　生態影響についてはJIS　K　0102またはOECD203の方法により測定される魚類による…
　[改定後]
　4－1（4）
　　生態影響についてはJIS　K　0102または<u>JIS　K　0420－71シリーズ（10、20、30）</u>またはOECD203の方法により測定される魚類による…　（下線の箇所を追加）
<改定日>
２００１年　2月　1日

エコマーク商品類型№.113「包装用の用紙」の認定基準一部改定について

<改定理由>
　文言等の修正
　[改定点]
　「申請」→「申込」、「等」→「など」、「商品」→「製品」および「エコマーク商品類型No.108「印刷用紙」」→「エコマーク商品類型No.107「印刷用紙」」に修正する。
<改定日>
2001年　2月　1日

お知らせ

平成 13 年度大阪「ATC グリーンエコプラザ」のエコマークゾーン出展募集について

大阪市南港コスモスクエア地区にある、アジア太平洋トレードセンター(ATC)の 11 階、環境ビジネスに関する常設展示場「ATC グリーンエコプラザ」内の、エコマーク商品を常設展示している「エコマークゾーン」の平成 13 年度出展者募集を行います。

1. 開催概要

名　称：エコマークゾーン
テーマ：エコマーク商品・製品に関するワンストップサービス
（エコマーク商品・製品が一堂に会した情報提供の場です）
会　期：平成 13 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日まで(水曜日・年末年始休館)
10 時 30 分から 17 時 30 分まで
会　場：ATC グリーンエコプラザ(大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番 10 号　アジア太平洋トレードセンター(ATC)ITM 棟 11 階)
入場料：無料
主　催：ATC グリーンエコプラザ実行委員会
(大阪市、アジア太平洋トレードセンター株式会社、日本経済新聞社)
後　援：経済産業省、労働厚生省、環境省、大阪商工会議所、関西経済連合会、関西経
(予　定)　済同友会、大阪工業会
顧　問：同志社大学　経済学部教授　郡嶌　孝　氏

2. 出展対象

(財)日本環境協会エコマーク事務局から認定を受けているエコマーク商品・製品(認定後年度途中からの出展も可能です)

3. 申込期間

平成 13 年 2 月 1 日から平成 13 年 3 月 10 日まで(年度途中でも受け付けます)

4. エコマーク商品の陳列・列品について

商品・製品により、エコマークゾーンの構成等を勘案の上、ATC グリーンエコプラザ事務局及び(財)日本環境協会エコマーク事務局と協議の上決定します。

5. 出展料金

台上展示　S サイズ(H300×W450×D450 以内)31,000 円/年～
壁面展示　S サイズ(H300×W450 以内)26,000 円/年～
床置展示　LL サイズ(H1,200×W900×D750 以内)188,000 円/年～
その他、陳列品にかかるデザイン料や技術料等につきましては、別途実費が必要です
(指定内装会社をご紹介いたします)。

6. お問い合わせ先

アジア太平洋トレードセンター株式会社
ATC グリーンエコプラザ事務局　エコマークゾーン担当
〒559-0021　大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番 10 号　ATC ビル ITM 棟 11 階西
TEL06-6615-5888 FAX06-6615-5890

エコマーク商品カタログ(2001 年度版)刊行のご案内

昨年に引き続き、多数のエコマーク認定商品取得事業者の皆様方のご理解を得て、株式会社チクマ秀版社のご協力の下に『エコマーク商品カタログ(2001 年度版)』を刊行しました。本年４月１日からの「グリーン購入法」の施行に合わせて、国や地方公共団体、企業等において環境保全型商品の購入において『必携カタログ』として活用いただけるものと期待しています。

エコマーク専門仮想商店街／グリーンステーション開設のご案内

このたび、（財）日本環境協会の監修および鹿島建設㈱の協力の下に、㈱ファインが運営するインターネット・ウエブサイト「エコマーク専門仮想商店街／グリーンステーション」が開設され、本年４月２日から本格稼働の予定です。詳しくは、http://www.greenstation.net をご覧下さい。また、エコマーク商品の普及・発展に向けた広報活動の一環として、キャラバン隊の全国訪問などについて実現可能性を検討したいと考えています。E-コマースの時代におけるエコマーク商品の普及・発展に向けて皆様方のご理解をいただけるものと期待しています。

くまもと県民環境フェアおよび活力地方自治体フェアへの出展について

エコマーク事務局はエコマーク制度の紹介･普及を目的として、2001 年 2 月２(金)〜４(日)にｸﾞランメッセ熊本において開催される熊本県民環境フェアに、また 2001 年 2 月 6(火)〜8(木)にインテック大阪において開催される第 2 回活力地方自治体フェアに、それぞれ出展します。ご来場の折は是非お立ち寄りください。

別添１

エコマーク商品類型　No.106

「情報用紙」（改定案）

変更部分のみ記載

（財）日本環境協会
エコマーク事務局

2.　対　象

PPC**用紙、フォーム用紙、カラープリンター用塗工紙、**OCR**用紙**、ジアゾ感光紙

3.用語の定義

ロ　ー　ル　紙: 所要の幅と直径に巻き取られた連続した情報用紙。

4.　認定の基準

4-1.　環境に関する基準

(1) **原料として、古紙の配合率が７０％以上であること。**ＰＰＣ用紙にあっては、原料として、古紙の配合率が１００%であること。

(2) **ＰＰＣ用紙、フォーム用紙およびＯＣＲ用紙にあっては、非塗工用紙または微塗工用紙（両面で１２g/㎡以下）であること。**ただし、片面の最大塗工量は８ｇ/㎡とする。

カラープリンター用塗工用紙およびジアゾ感光紙**にあっては、塗工量が両面で２０g/㎡以下であること。**ただし、片面の最大塗工量は１２ｇ/㎡とする。

(3) **ＰＰＣ用紙およびフォーム用紙にあっては、白色度が７０%程度以下であること。**

(4) **製造にあたって、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定などを遵守していること。**

(5) **蛍光増白剤は、過剰な使用のないこと。**

(6) **製品には、禁忌品を含んでいないこと。**

(7) **製品の包装は、**省資源、**リサイクルの容易さ、焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。**

4-2.　品質に関する基準

(1) **品質および安全性については、日本事務機械工業会規格**　JBMS-31**または、**JBMS-32**に適合していること。ただし、白色度規定は除く。また、印字に支障をきたすような汚れについては考慮する。**

なお、カラーインクジェットプリンター用の用紙については、その坪量および厚さに関してはこの規格を適用しない。ロール紙については、その寸法に関してはこの規程を適用しない。

ジアゾ感光紙については、日本工業規格JIS P 4505に適合していること。

１９９７年１１月２８日　制定
１９９８年　７月　１日　改定　6.(1)
２０００年　５月１０日　改定　4.4-2(1)
２００１年　５月　１日　改定　古紙配合率など

本商品類型の認定基準は制定日より５年を期限として、見直しを行い、必要に応じて認定基準の改定または商品類型の廃止を行います。

解説

「情報用紙」商品認定基準

平成９年１１月２８日制定

２．対象について

本基準は、その対象をＰＰＣ用紙、フォーム用紙、カラープリンター用塗工紙およびＯＣＲ用紙とした。従来からエコマーク認定商品の対象としている感熱紙、感圧紙、感光紙、ノーカーボン紙などは、「古紙標準品質規格」で禁忌品に指定されており、現在の回収方法では、リサイクルが難しい商品である。

従って、後述のリサイクル性で解説しているように、感熱紙、感圧紙、感光紙、ノーカーボン紙などについては、今回の見直しよりエコマークの対象外とすることとした。

ジアゾ感光紙については、生産量、用途、使用後の処理方法などを検討し、関係者、審査委員会およびワーキンググループで検討した結果、禁忌品には指定されていないことから対象とした。

４．認定の基準について

A　資源採取段階

◇Ａ－１（資源の消費）

本項目では以下の点が検討された。

(1)原料として、古紙の配合率が７０％以上であること
(2)国内で発生した古紙を利用していること
(3)木材伐採、チップ製造における持続可能な森林管理
(4)非木材パルプについて
(5)紙資源の抑制（消費量抑制、軽量化、表裏使用）

（１）については、古紙の利用促進の観点から考慮すると、森林の保全および紙ごみの削減のために、製品の原料に古紙を１００％使用していることが望ましい。

しかし、原料となる古紙の品質によって製品の品質が大きく変わるため、エコマーク認定の情報用紙として集約すると、現時点では７０％以上の配合率が、製品として遜色なく、かつ低級古紙の利用を促進できるようなレベルとして見込まれる。さらに、エコマーク商品類型「ＯＡ用紙」が策定されて７年が経過し、情報用紙の状況も変化し、古紙の利用が進んできたことも検討には加味され、５０％以上という基準項目から７０％以上という基準項目に引き上げることとした。その後、２００１年1月に古紙配合率が見直され、ＰＰＣ用紙については１００％に引き上げることとした。ただし、この古紙配合率の数値については、次回改定のためのワーキンググループを設けて、ＰＰＣ用紙の市場分析などを実施しながら時期をあらためて検討を行うこととなった。

（２）については、古紙の輸出入貿易をエコマークとして制限することは、貿易問題になる可能性があり、現時点では基準を策定する項目として選定されなかった。

◇Ｂ－１（資源の消費）

そこで、廃棄物の削減、薬品の使用量削減を進めるなどの環境負荷低減に効果が期待できる本項目は、エコマークとして過度な品質と判断される表面塗工について、基準を策定する項目として選定された。

なお、白色顔料を内填しているものについては、非塗工用紙として扱うものとする。

別添２

エコマーク商品類型　Ｎｏ．１０７

「印刷用紙」（改定案）

変更部分のみ記載

（財）日本環境協会
エコマーク事務局

４．認定の基準

4-1．環境に関する基準

(1)原料として古紙の配合率が70%以上であること。
(2)塗工印刷用紙にあっては、塗工量が両面で３０g/㎡以下であること。ただし、片面の最大塗工量は17g/㎡とする。
(3)非塗工印刷用紙にあっては、白色度が７０％程度以下であること。
(4)製造にあたって、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定などを遵守していること。
(5)蛍光増白剤は、過剰な使用のないこと。
(6)製品には、禁忌品を含んでいないこと。
(7)製品の包装は、省資源、リサイクルの容易さ、焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。

4-2．品質に関する基準

(1)品質および安全性については、該当する品質規格に適合していること、または製造段階における品質管理が十分なされていること。また、日本工業規格などに測定方法が定められている項目についてその測定方法による数値を提出すること。

５．認定基準への適合の証明方法

(1)各基準への適合を証明する資料を、申込書に添付すること。
(2)認定基準4-1.(1)および(2)については、製紙事業者の発行する古紙配合率および塗工量の証明書を提出すること。
(3)認定基準4-1.(3)については、ＪＩＳに定めるハンター方式、または拡散照明方式による白色度試験結果を提出すること。
(4)認定基準4-1.(4)については、工場が立地している地域の環境法規などを申込時より過去５年間遵守し、違反などのないことについて、製品を製造する工場長の発行する自己証明書を提出すること。
(5)認定基準4-1.(5)については、蛍光増白剤を使用している場合、製紙事業者の発行する蛍光増白剤添加量の証明書を提出すること。
(6)認定基準4-1.(6)および(7)については、エコマーク商品認定申込書に具体的に説明記述すること。
(7)認定基準4-2.(1)については、該当する品質規格に適合していることの証明書を提出すること。または、製造段階における品質管理が十分なされていること違反などのないことについて、製品を製造する工場長の発行する自己証明書を提出すること。

１９９７年１１月２８日　制定
１９９８年　7月　1日　改定　6.(1)
２００１年　5月　1日　改定　古紙配合率、品質に関する基準など

本商品類型の認定基準は制定日より５年を期限として、見直しを行い、必要に応じて認定基準の改定または商品類型の廃止を行います。

解 説

「印刷用紙」商品認定基準

平成９年１１月２８日制定

４．認定の基準について

Ｂ　製　造　段　階

◇Ｂ－１（資源の消費）

本項目では以下の点が検討された。

(1)エネルギー、用水などの資源消費について
(2)塗工について

紙の製造においては、紙を１ｔ製造するのに段ボール原紙では約５０m^3 本やノートに使用される上質紙では約１６０m^3 もの大量の水を使用している。

つまり、白色度の高い紙ほど多量の水を使用する。このため、白色度を低下させ、製造時の水の使用量を少なくすることは環境への配慮になる。

しかし、工業用水の使用量は工場単位で管理されていること、できる限り循環再利用していること、１９８０年代の使用状況と比較して紙を製造するための新水の使用量は紙１ｔあたり平均約４０％削減されている。

同様にエネルギーについては、１９８０年の使用状況と比較して紙を製造するためのエネルギーの使用量は平均約２７％削減されていること、黒液回収・廃棄物の有効利用などによるエネルギーの有効利用、製造エネルギーの使用量は工場単位で管理されていることなどから、生産設備や生産プロセスによって大きく影響される。

従って本項目は、現時点では基準として策定することが難しく、選定されなかった。

（２）については、表面塗工された紙は、印刷適性など紙の品質を向上することができるが、その古紙をパルプにする際、薬品の使用量を増加させ、製紙スラッジと呼ばれる廃棄物になる。この製紙スラッジについては、全国の状況については明らかではないが、富士市では平成７年度で７２万ｔが発生しており、ほとんどが燃料として有効利用され、焼却灰のうち半分弱の６万ｔが埋め立てされている。

そこで、廃棄物の削減、薬品の使用量削減を進めるなどの環境負荷低減に効果が期待できる本項目は、エコマークとして過度な品質と判断される表面塗工について、基準を策定する項目として選定された。

なお、白色顔料を内填しているものについては、非塗工用紙として扱うものとする。

５．品質に関する基準について

印刷用紙の品質については、現在のところ微塗工印刷用紙、塗工印刷用紙の品質規格に該当するものがない。また、非塗工印刷用紙に関する日本工業規格は廃止された。

従って、印刷用紙の品質については、自主的に保証する事とした。

別添３

エコマーク商品類型　Ｎｏ．１１１

「木材等を使用したボード」（改定案）

（財）日本環境協会
エコマーク事務局

変更部分のみ記載

4.　認定の基準

4-1.　環境に関する基準

(1)木質部の原料として、再・未利用木材の配合率が１００％であること。

(2)再・未利用木材以外の材料を組合わせて使用する製品にあっては、再・未利用木材以外の材料が製品全体の５％以下（重量割合）であること。
(注)重量割合とは、製品を２０±３℃、湿度６５％での乾燥状態において、恒常に達した時点での製品または各材料の重量比率を指す。

(3)添加剤（接着剤、硬化剤、ワックス）および塗料等に防蟻剤、防腐剤（ＣＣＡなど）、難燃剤などが使用されないこと。
（これらのものを含有する再・未利用木材を原料とすることは、避けること）
トルエン、キシレンについては、使用のないこと。

(4)材料から発生するホルムアルデヒド放出量は、０．５mg/ﾘｯﾄﾙ以下であること。

(5)焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。

(6)製造にあたって、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定などを遵守していること。

(7)繊維板（インシュレーションボード、ＭＤＦ、ハードボード）にあっては、製造にあたって、省エネルギー化の努力をしていること。

１９９８年7月1日　制定
２００１年5月1日　改定（ホルムアルデヒド放出量）

本商品類型の認定基準は制定日より５年間を期限として、見直しを行い、必要に応じて認定基準の改定または商品類型の廃止を行います。

解 説　「木材等を使用したボード」商品認定基準

平成１０年7月１日

３．認定の基準について

◇Ｃ－８（有害物質の使用・排出）

本項目では以下の点が検討された。

(1)資材保管時のホルムアルデヒド管理

流通段階のホルムアルデヒドの管理については、製品からの放出量を基準項目とすることで環境への負荷が低減されると判断された。具体的には、ホルムアルデヒドの使用を極力低減した接着剤の普及状況から、１．５ｍｇ／ﾘｯﾄﾙ以下とすることで、本項目は基準を策定する項目として選定された。

その後、2001年１月に再度接着剤の普及状況が見直され、放出量が０．５mg／ﾘｯﾄﾙ以下に改定された。

Ｄ　使用・消費段階

◇Ｄ－５（大気汚染物質の排出）

本項目では以下の点が検討された。

(1)接着剤成分上から大気汚染物質の排出

使用段階のホルムアルデヒドの放出については、近年、ホルムアルデヒドを含む製品を利用した住宅等からのホルムアルデヒドの放出による室内空気汚染問題が指摘されており、消費者の注目が大きいところである。

従って、有害物質に該当する可能性があると指摘されている物質として製品からの放出量を基準項目とすることで環境への負荷が低減されると判断された。

１９９８年 7月の本認定基準制定時は、ボード類の中では世界の品質基準に比較してすでに高水準であること、二次加工処理や、素地の床下地の場合、表面を被覆することによりホルムアルデヒド放出量を低減させることが認められていることなどから１．５ｍｇ/ﾘｯﾄﾙ以下とした。その後の社会情勢の変化により、室内でのホルムアルデヒド放出量を０．５ｍｇ/ﾘｯﾄﾙ以下とする動きが盛んになってきたことから、本認定基準を０．５ｍｇ/ﾘｯﾄﾙ以下と改定することとした。改定に際しては、低ホルムアルデヒドボードの製造に伴う消費エネルギー量増加が懸念されるとの意見があった。

なお、ホルムアルデヒドの測定方法については、世界各国でまちまちであり、現段階では材料測定値と室内空気の気中濃度との関係、並びに異なる測定方法間でのレベル換算などについて明確化されていないため、より適切な方法が策定された時点で切り替えることとする。

化粧板のホルムアルデヒド放出量については、ＪＩＳの対象は素板であるが、化粧をした状態でのホルムアルデヒド放出量を採用する。

別添４

エコマーク商品類型　Ｎｏ．１１２

「紙製の事務用品」（改定案）

（財）日本環境協会
エコマーク事務局

変更部分のみ記載

4.　認定の基準

4-1.　環境に関する基準

(1)原料として古紙の配合率が製品全体の重量比で５０％（とじこみ用品のとじ具、補充用の消耗部品などを除く）以上であり、かつ、以下の要件を満たすこと。
板紙を使用するものは、原料として板紙の古紙配合率が９０％以上であること。
紙を使用するものは、原料として紙の古紙配合率が５０％以上であること。ただし、「ノート」および「けい紙・起案用紙」は、原料として紙の古紙配合率が７０％以上であること。
とじこみ用品などにあっては、段ボールを使用するものは、原料として段ボールの古紙配合率が１００％であること。

(2)紙以外の材料を使用する製品にあっては、紙材料が、付加された材料を含む製品全体の７０％以上（重量割合）であること。

(3)紙および板紙にあっては、塗工量が両面で３０ｇ／㎡以下であること。

(4)非塗工の紙および板紙を使用する製品は、紙および板紙の白色度が７０％程度以下であること。
ただし、「日本標準商品分類」に分類される「画用紙類」、「慶弔袋および金封」、「かけ紙及びのし袋」および「書道用紙」は、本項目を除外する。

(5)蛍光増白剤は過剰な使用のないこと。
帳簿類にあっては、蛍光増白剤の使用のないこと。

(6)製造にあたって、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定などを遵守していること。

(7)製品は使用後、紙以外の材料分別が可能なものであること。
紙材料は、禁忌品を含んでいないこと。
紙以外の材料は、難分解性物質の過剰な使用のないこと。規制物質等は使用のないこと。
製品は、廃棄処理時の負荷低減に配慮されていること。

(8)廃棄物を増加させることになる商品（いわゆる使い捨て商品）でないこと。

(9)製品の包装は、省資源化、リサイクルの容易さ、焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。

4-2.　品質に関する基準

(1)品質および安全性については、該当する日本工業規格などの品質基準に適合していること。

紙製の事務用品　環境に関する基準(1)(2)(3)(4)及び(5)に関する表

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>基　準　値</th><th>備　　　考</th></tr>
<tr><td colspan="2">製品の古紙配合率</td><td>製品全体の重量比で50%以上</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">紙材料の使用率</td><td>製品全体の重量比で70%以上</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">紙</td><td>古紙配合率</td><td>50%以上。ただし、
ノートなどは70%以上</td><td></td></tr>
<tr><td>白　色　度</td><td>70%程度以下</td><td>非塗工の紙および板紙に適用。ただし、画用紙類などは不適用。</td></tr>
<tr><td>塗　工　量</td><td>30g/㎡以下（両面）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">板
紙</td><td>古紙配合率</td><td>90%以上</td><td></td></tr>
<tr><td>白　色　度</td><td>70%程度以下</td><td>非塗工の紙および板紙に適用。ただし、画用紙類などは不適用。</td></tr>
<tr><td>塗　工　量</td><td>30g/㎡以下（両面）</td><td></td></tr>
<tr><td>段
ボール</td><td>古紙配合率</td><td>１００%</td><td>とじこみ用品などのみ適用</td></tr>
<tr><td colspan="2">蛍光増白剤の使用</td><td>過剰な使用のないこと</td><td>帳簿類は使用のないこと</td></tr>
</table>

１９９８年8月3日　制定
１９９９年9月１日　改定　4-1.(4)「書道用紙」の追加
２００１年5月１日　改定　古紙配合率などの変更

本商品類型の認定基準は制定日より５年間を期限として、見直しを行い、必要に応じて認定基準の改定または商品類型の廃止を行います。

別添５

エコマーク商品類型 Ｎｏ．１１７

「複写機」（改定案）

(財)日本環境協会
エコマーク事務局

変更部分のみ記載

４．認定の基準

4-1 環境に関する基準

(1)再生プラスチック部品または再使用プラスチック部品を使用していること。

：

(9)**申込者は、機器利用者の依頼により、申込者のトナー容器等（トナーカートリッジを含む）を機器利用者の使用終了後に引き取り、再使用またはリサイクルすること。トナー容器等のうちで活用できない部品は、これを環境に調和した方法で処理・処分すること（エネルギー回収を含む）。**

(10)両面コピーは国際エネルギースタープログラム[2)]（以後「エナジースター」と略記）に登録された時点の基準に適合すること。

(11)電力消費は「エナジースター」に登録された時点の基準に適合すること、**およびその機器をエコマークに申込む時点のグリーン購入法に基づく特定調達品目の判断の基準（別表１）に適合していること。**

：

(18) 騒音の測定方法についてはＩＳＯ７７７９またはブルーエンジェルに従い、その値は**別表3**の範囲内であること。ただし、大判機（Ａ２版以上）の複写枚数はＡ４版に換算（エナジースターによる）してよいものとする。

：

５．認定基準への適合の証明方法

表１に示す各証明書を申込者（原料の場合は原料供給者）の有印文書として提出すること。なお各証明書は写しでも可とする。

(1)4-1-(1)は再生プラスチック部品または再使用プラスチック部品を使用していることの証明書を提出すること。（記入例、証１に相当するもの）

：

(9) 4-1-(9)は**引き取り、再使用、リサイクルまたは環境に調和した処理・処分の体制が整備されていること（引き取りシステム、処理能力、処理内容など）の説明書を提出すること。**（記入例、証９に相当するもの）

(10)4-1-(10)および(11)はエナジースターロゴ使用製品届出書（証１０）を提出すること。**また、4-1- (11)はグリーン購入法に基づく特定調達品目の判断の基準に適合していることの証明書を提出すること。（記入例、証１０－１に相当するもの）**

：

１９９９年１１月１５日 制定
２０００年１２月 １日 改定 4-1(18)を変更
２００１年 ５月 １日 改定 4-1(9)～4-1(11)、5-9、5-10 を変更

本商品類型の認定基準は制定日より５年間を期限として、見直しを行い、必要に応じて認定基準の改定または商品類型の廃止を行います。

別表１　グリーン購入法に基づく特定調達品目の判断の基準

コピー速度(分当たりのコピー枚数)	基準エネルギー消費効率			
	Ａ４機	Ｂ４機	Ａ３機	Ａ３Ｙ機
～１０	１２	※	１９	２７
１１～２０	※	※	５５	７７
２１～３０	※	８５	９９	１３９
３１～４０	８８	１０８	１２５	１７５
４１～５０	１２３	１５１	１８１	２４６
５１～６０	１４４	１７６	※	２８７
６１～７０	１８０	２２１	※	３９１
７１～８０	２００	２４６	※	４３３
８１～８５	２５８	３１７	※	４８３

なお、別表１の※印部分は別表２による。

別表２　別表１の※印部分の数値

コピー速度(CPM:1分当たりのコピー枚数)	低電力モード消費電力	低電力ﾓｰﾄﾞへの移行時間	低電力ﾓｰﾄﾞからの復帰時間	オフモード消費電力	オフモードへの移行時間
0＜CPM≦ 20	－	－	－	≦ 5W	≦30分
20＜CPM≦ 44	≦3.85×CPM+5W	≦15分	≦30秒	≦15W	≦60分
44＜CPM	≦3.85×CPM+5W	≦15分	≦30秒(推奨)	≦20W	≦90分

別表３　騒音の基準値

コピー時	≦３０枚／分	≦６３(６６)dB(A)
	≦５０枚／分	≦６８(７１)dB(A)
	≦７０枚／分	≦７５(７８)dB(A)
待機時	≦３０枚／分	≦４０(４０)dB(A)
	≦５０枚／分	測定不要(測定不要)
	≦７０枚／分	測定不要(測定不要)

(　)はブルーエンジェルの値

：

解　説　　「複写機」商品認定基準

２００１年5月1日　改定

４．認定の基準について

：

D　使用消費段階

◇ Ｄ－１　（資源の消費）

本項目では以下の点が検討された。

(1)再生紙が使用可能であること
(2)トナー容器等再使用可能であること

(3)両面コピーが使用可能なこと

（１）は使用する「用紙」の観点から必要条件であるとされ、ブルーエンジェルに従い、少なくとも１種類は、「古紙１００％配合率の再生紙」が使用可能なこととした。
（２）はトナーを回収することに意義があるとして、「回収システム」があることとした。また、グリーン購入法の施行に合わせ、その記述を認定基準「パーソナルコンピュータ」に合わせることとした。
（３）は、エナジースターに適合することとした。

◇ Ｄ－２　（地球温暖化影響物質の排出）
本項目では以下の点が検討された。

(1)省エネルギー設計であること
(2)低電力消費であること（エナジースターに準拠)

（１）～（２）については、地球温暖化影響物質の排出として、省エネルギー設計および低電力消費であることが必要とされ、「エナジースターに適合している」という記述で、基準を策定する項目として選定された。
また、グリーン購入法の施行に合わせ、グリーン購入法に適合することを追加した。ただし、基準エネルギー消費効率の値については、将来的に議論して数値を検討するものとする。

：

各証明書記入例

証９　使用終了後の機器の引き取り・再使用またはリサイクルの説明書

以下の引き取りシステムを構築しています。
（引き取りシステム、処理能力、処理内容など）

証１０－１　省エネルギーの証明書

本機器は「グリーン購入法」に基づく特定調達品目の判断の基準に適合しています。

別添６

エコマーク商品類型Ｎｏ．１１９

「パーソナルコンピュータ」（改定案）

（財）日本環境協会
エコマーク事務局

変更部分のみ記載

４．認定の基準

4-1．環境に関する基準

A.本体（デスクトップ型ＰＣ）

A-4.エネルギー消費

(20)本体は、その機器をエコマークに申込む時点の「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」に定める「自動車、家電・ＯＡ機器に関する判断基準（省エネ基準）」を元に作成した別表３の基準値を上回らないこと。

Ｅ．ノート型ＰＣ

Ｅ-4.エネルギー消費

(20)ノート型ＰＣは、その機器をエコマークに申込む時点の「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」に定める「自動車、家電・ＯＡ機器に関する判断基準（省エネ基準）」を元に作成した別表３の基準値を上回らないこと。

Ｇ.包装材（申込者の責任において発行されない基本ソフトの取扱説明書、CD-ROMケースなどは対象外とする。）

(36)包装に使用されるプラスチック材料は、ＩＳＯ１１４６９に沿って材質表示されていること。ただし、「容器包装識別表示等検討委員会報告書（平成１２年7月通商産業省)」における識別マークに関する「無地の容器包装への対応」「表示スペース等の物理的制約がある容器包装への対応」「多重容器包装等における表示の要件と表記方法」「社名・ブランド名等が印刷された包装への対応」「輸入品への対応」に準拠して、材質表示を省略することができるものとする。

Ｈ．一体型ＰＣ

Ｈ-4.エネルギー消費

(20)一体型ＰＣは、その機器をエコマークに申込む時点の「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」に定める「自動車、家電・ＯＡ機器に関する判断基準（省エネ基準）」を元に作成した別表３の基準値を上回らないこと。

５．認定基準への適合の証明方法（Ａ～Ｈ共通）

(4)認定基準4-1.(3)については、機器利用者の依頼に応じて修理を行うことに関する証明書を提出すること。体制が整備されていること（処理能力、基準に定める情報提供内容など）などを明記した取扱説明書などを提出すること。

２０００年　９月１０日　制定
２０００年１２月　１日　改定（一体型ＰＣの追加）
２００１年　５月　１日　改定（エネルギー消費および包装材の改定）

本商品類型の認定基準は制定日より５年を期限として、見直しを行い、必要に応じて認定基準の改定または商品類型の廃止を行います。

別表3　　　　4-1.(20)に規程する基準値

区　　分			基準エネルギー消費効率
パーソナルコンピュータの種別	入出力用信号伝送路の本数	主記憶容量	
サーバ型パーソナルコンピュータ	32本以上		21
	16本以上32本未満		3.6
	8本以上16本未満	16ギガバイト以上	2
		4ギガバイト以上16ギガバイト未満	2
		4ギガバイト未満	1.4
	4本以上8本未満	16ギガバイト以上	1.8
		4ギガバイト以上16ギガバイト未満	0.41
		4ギガバイト未満	0.41
	4本未満	16ギガバイト以上	1.8
		4ギガバイト以上16ギガバイト未満	0.41
		2ギガバイト以上4ギガバイト未満	0.29
		2ギガバイト未満	0.28
クライアント型パーソナルコンピュータのうち電池駆動型以外のもの	2本以上4本未満	2ギガバイト以上4ギガバイト未満	0.19
		1ギガバイト以上2ギガバイト未満	0.19
		1ギガバイト未満	0.16
	2本未満	2ギガバイト以上4ギガバイト未満	0.19
		1ギガバイト以上2ギガバイト未満	0.12
		1ギガバイト未満	0.043
クライアント型パーソナルコンピュータのうち電池駆動型のもの			0.0065

注：２０００年１２月１日認定基準の別表３VD１２２４３、Part１、30／42表２：熱可塑性プラスチックの適合性［49；67］は、別表４となります。